

◎新潟県告示第379号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定（昭和57年6月29日新潟県告示第1858号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 海岸名 神林海岸 塩谷地区海岸

2 指定区域

地点0～21を順次に結んだ線、地点21と21'を結んだ線、地点21'～0'を順次に結んだ線及び地点0'と0を結んだ線に囲まれた区域

3 指定年月日 平成28年3月25日

番号	地 点	標 杭	番 号	地 点		
				起 点	方向角	距離 (m)
0	村上市塩谷字新町1324番1	No. 0	No. 0'	No. 0	296-00-00	255.00
1	〃 字新町1324番1	No. 1	No. 1'	No. 1	296-00-00	228.00
2	〃 字新町1324番1	No. 2	No. 2'	No. 2	296-00-00	205.00
3	〃 字新町1324番1	No. 3	No. 3'	No. 3	296-00-00	200.00
4	〃 字新町1324番1	No. 4	No. 4'	No. 4	296-00-00	240.00
5	〃 字新町1324番1	No. 5	No. 5'	No. 5	296-00-00	247.00
6	〃 字新町1324番1	No. 6	No. 6'	No. 6	300-00-00	251.00
7	〃 字新町1324番1	No. 7	No. 7'	No. 7	300-00-00	261.00
8	〃 字新町1324番1	No. 8	No. 8'	No. 8	300-00-00	243.00
9	〃 字新町1324番1	No. 9	No. 9'	No. 9	300-00-00	241.00
10	〃 字新町1324番1	No. 10	No. 10'	No. 10	300-00-00	237.00
11	〃 字新町1324番1	No. 11	No. 11'	No. 11	300-00-00	261.00
12	〃 字新町1324番1	No. 12	No. 12'	No. 12	300-00-00	260.00
13	〃 字新町1324番1	No. 13	No. 13'	No. 13	300-00-00	256.00
14	〃 字新町1324番1	No. 14	No. 14'	No. 14	300-00-00	250.00
15	〃 字海辺1325番27	No. 15	No. 15'	No. 15	300-00-00	253.00
16	〃 字海辺1325番27	No. 16	No. 16'	No. 16	300-00-00	240.00
17	〃 字海辺1325番27	No. 17	No. 17'	No. 17	300-00-00	265.00
18	〃 字海辺1325番27	No. 18	No. 18'	No. 18	300-00-00	269.00
19	〃 字海辺1325番27	No. 19	No. 19'	No. 19	300-00-00	272.00
20	〃 字海辺1325番27	No. 20	No. 20'	No. 20	300-00-00	275.00
21	〃 字海辺1325番27	No. 21	No. 21'	No. 21	304-05-00	133.00
指 定 延 長				2,471.221m		